

○[練馬区介護保険条例](#)

平成 12 年 3 月 21 日

条例第 28 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 介護認定審査会(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 介護保険運営協議会(第 6 条—第 9 条)
- 第 3 章の 2 地域包括支援センター(第 9 条の 2—第 9 条の 4)
- 第 3 章の 3 地域包括支援センター運営協議会(第 9 条の 5—第 9 条の 8)
- 第 3 章の 4 地域密着型サービス運営委員会(第 9 条の 9—第 9 条の 12)
- 第 4 章 保険料(第 10 条—第 20 条)
- 第 5 章 委任(第 21 条)
- 第 6 章 罰則(第 22 条—第 25 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の定めるところにより保険者として介護保険を実施するに当たり、介護を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令に定めがあるもののほか必要な事項を定めることにより、介護保険の円滑な運営を確立し、もって区民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的とする。

(平 18 条例 47・一部改正)

(区長の責務)

第 2 条 区長は、この条例の目的を達成するため、つぎに掲げる事項に留意して介護保険を実施しなければならない。

- (1) 介護保険制度の趣旨の普及を図るとともにその運営に当たり被保険者の意見を尊重すること。
- (2) サービスの提供に必要な基盤の整備を図ること。
- (3) 利用者に公平かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者を指導すること。
- (4) 利用者が必要なサービスを選択できるよう、情報の提供に努めること。
- (5) 介護保険に関する相談および苦情に迅速かつ公正な対応を図ること。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、法令を遵守するとともに、利用者の心身の状況および環境にあったサービスを提供するため、つぎに掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 利用者の求めに応じて、必要な情報の提供に努めること。
 - (2) 区および関連するサービスの提供者と連携を図り、利用者に対する総合的かつ効率的なサービスの提供に努めること。
 - (3) 利用者に提供するサービスの質の向上に努めること。
- 2 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者の意思を最大限に尊重しなければならない。
- 3 事業者は、事業の実施に当たり、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

第 2 章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第 4 条 練馬区介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、280 人以内とする。

(委任)

第 5 条 法令およびこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定める。

第 3 章 介護保険運営協議会

(設置)

第 6 条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会(以下この章において「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第 117 条第 1 項の介護保険事業計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

(平 18 条例 47・一部改正)

(組織)

第 7 条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者(法第 7 条第 7 項に定めるものをいう。)の職員

(3) 医療従事者

(4) 福祉関係団体の職員または従事者

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 9 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 章の 2 地域包括支援センター

(平 18 条例 47・追加)

(設置)

第 9 条の 2 法第 115 条の 39 第 2 項の規定に基づき、練馬区地域包括支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(平 18 条例 47・追加)

(名称、位置および所管区域)

第 9 条の 3 センターの名称、位置および所管区域は、つぎのとおりとする。

名称	位置	所管区域
練馬地域包括支援センター	東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号	練馬区の福祉に関する事務所設置条例(昭和 40 年 4 月練馬区条例第 6 号。以下「福祉事務所設置条例」という。)別表に規定する練馬総合福祉事務所の所管区域
光が丘地域包括支援センター	東京都練馬区光が丘二丁目 9 番 6 号	福祉事務所設置条例別表に規定する光が丘総合福祉事務所の所管区域
石神井地域包括支援センター	東京都練馬区石神井町三丁目 30 番 26 号	福祉事務所設置条例別表に規定する石神井総合福祉事務所の所管区域

大泉地域包括支援センター	東京都練馬区東大泉一丁目 29 番 1 号	福祉事務所設置条例別表に規定する大泉総合福祉事務所の所管区域
--------------	-----------------------	--------------------------------

(平 18 条例 47・追加)

(委任)

第 9 条の 4 法令およびこの条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 18 条例 47・追加)

第 3 章の 3 地域包括支援センター運営協議会

(平 18 条例 47・追加)

(設置)

第 9 条の 5 センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、区長の附属機関として、練馬区地域包括支援センター運営協議会(以下この章において「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。

(1) センターの設置に関する事項

(2) センターの運営に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項

(平 18 条例 47・追加)

(組織)

第 9 条の 6 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 居宅サービス等(法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用者等

(3) 医療従事者

(4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者

(5) 指定居宅サービス事業者等(法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。)の職員

(6) 学識経験者

(平 18 条例 47・追加)

(委員の任期)

第 9 条の 7 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 18 条例 47・追加)

(委任)

第 9 条の 8 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 18 条例 47・追加)

第 3 章の 4 地域密着型サービス運営委員会

(平 18 条例 47・追加)

(設置)

第 9 条の 9 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス(以下「地域密着型サービス」という。)の適正な運営を確保するため、区長の附属機関として、練馬区地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。

(1) 法第 42 条の 2 第 4 項の地域密着型介護サービス費の額に関する事項

- (2) 法第 54 条の 2 第 4 項の地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項
- (3) 法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定に関する事項
- (4) 法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定に関する事項
- (5) 法第 78 条の 4 第 4 項の指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準および指定地域密着型サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
- (6) 法第 115 条の 13 第 4 項の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

(平 18 条例 47・追加)

(組織)

第 9 条の 10 委員会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者
- (2) 居宅サービス等の利用者等
- (3) 医療従事者
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員
- (6) 学識経験者

(平 18 条例 47・追加)

(委員の任期)

第 9 条の 11 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 18 条例 47・追加)

(委任)

第 9 条の 12 前 3 条に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 18 条例 47・追加)

第 4 章 保険料

(保険料率)

第 10 条 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、つぎの各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 24,240 円
- (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 24,240 円
- (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 33,930 円
- (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 48,480 円
- (5) つぎのいずれかに該当する者 53,320 円

ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が 125 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を

- 必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イまたは第 11 号イに該当する者を除く。)
- (6) つぎのいずれかに該当する者 58,170 円
- ア 合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イまたは第 11 号イに該当する者を除く。)
- (7) つぎのいずれかに該当する者 63,020 円
- ア 合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イまたは第 11 号イに該当する者を除く。)
- (8) つぎのいずれかに該当する者 67,870 円
- ア 合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イまたは第 11 号イに該当する者を除く。)
- (9) つぎのいずれかに該当する者 72,720 円
- ア 合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イまたは第 11 号イに該当する者を除く。)
- (10) つぎのいずれかに該当する者 77,560 円
- ア 合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イに該当する者を除く。)
- (11) つぎのいずれかに該当する者 82,410 円
- ア 合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)
- (12) 前各号のいずれにも該当しない者 87,260 円
- 2 令附則第 10 条第 1 項および第 2 項(同条第 3 項および第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する第 1 号被保険者の平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料率は、前項の規定にかかわらず、38,780 円とする。
(平 18 条例 47・平 21 条例 9・一部改正)
(普通徴収に係る納期)

第 11 条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、毎月末日とする。
ただし、12 月にあっては、翌年の 1 月 4 日とする。

- 2 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、またはその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第 12 条 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を喪失した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および(1)に係る者を除く。)、ロおよびハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロならびに第 6 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者ならびに令附則第 10 条第 1 項および第 2 項に該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 6 号までまたは令附則第 10 条第 1 項および第 2 項のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 10 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(平 18 条例 47・平 21 条例 9・一部改正)

(普通徴収の特例)

第 13 条 保険料の額の算定の基礎に用いる特別区民税の課税非課税の別または合計所得金額(以下この項において「所得」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第 1 号被保険者について、その者の前々年の所得を基とした当該年度の保険料率を当該年度の納期の数で除して得た額(区長が必要と認める場合においては、区長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、または当該第 1 号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(平 21 条例 9・一部改正)

(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)

第 14 条 前条第 1 項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額と比較して著しく増減すると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の規定による納入の通知の交付を受けた日から 30 日以内に区長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、区長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第 1 項の規定により徴収する保険料の額を修正するものとする。

(保険料の額の通知)

第 15 条 保険料の額が定まったときは、区長は、速やかに、これを第 1 号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(督促手数料)

第 16 条 保険料の督促手数料は、徴収しない。

(延滞金)

第 17 条 法第 132 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が 1,000 円未満である場合においては、この限りでない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 第 1 項の延滞金については、災害その他特別な事由により区長が必要と認めた場合は、その者に対する延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第 18 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認められる者に対し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、つぎに掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 第 1 号被保険者およびその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名および住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額および納期限または当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第 19 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。

- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、つぎに掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者およびその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名および住所
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額および納期限または当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。
- (平 21 条例 9・一部改正)
(保険料に関する申告)
- 第 20 条 第1号被保険者は、毎年度4月30日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から30日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況および当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村住民税の課税者の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者および当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者および当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項または第3項の給与支払報告書または公的年金等支払報告書)が区長に提出されている場合においては、当該申告書を前項の申告書として取り扱うことができる。

第5章 委任

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第 22 条 区長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)または虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第 23 条 区長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項もしくは第2項または法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平 18 条例 47・一部改正)

第 24 条 区長は、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者もしくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。

(平 18 条例 47・一部改正)

第 25 条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第 150 条第 1 項に規定する納付金および法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(生計困難世帯に対する保険料の減額の特例)

第 2 条 区長は、平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の保険料に限り、第 1 号被保険者の属する世帯が特に生計困難であると認めるときは、申請により、当該年度分の保険料を減額することができる。

2 前項の規定による保険料の減額について必要な事項は、区長が別に定める。

(平 17 条例 14・平 18 条例 47・平 21 条例 9・一部改正)

(延滞金の割合の特例)

第 3 条 当分の間、第 17 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(練馬区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第 4 条 練馬区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成 11 年 6 月練馬区条例第 39 号)は、廃止する。

付 則(平成 15 年 3 月条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区介護保険条例第 10 条の規定は、平成 15 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 14 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月条例第 47 号)

改正 平成 20 年 3 月 17 日条例第 10 号

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号のつぎに 1 号を加える改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の練馬区介護保険条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第10条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第10条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第1号に該当するもの 31,290円
 - (2) 新条例第10条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第2号に該当するもの 35,550円
 - (3) 新条例第10条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第3号に該当するもの 39,350円
 - (4) 新条例第10条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第1号に該当するもの 35,550円
 - (5) 新条例第10条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。))が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第2号に該当するもの 39,350円
 - (6) 新条例第10条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。))が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第3号に該当するもの 43,140円
 - (7) 新条例第10条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。))が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第4号に該当するもの 51,200円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号または第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第10条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第10条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第1号に該当するもの 39,350円
 - (2) 新条例第10条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第10条第1項第2号に該当するもの 41,240円

- (3) 新条例第 10 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 3 号に該当するもの 43,140 円
 - (4) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 1 号に該当するもの 47,400 円
 - (5) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するもの 49,300 円
 - (6) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 3 号に該当するもの 51,200 円
 - (7) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 4 号に該当するもの 54,990 円
- 3 平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 5 号または第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率は、新条例第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第 10 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 1 号に該当するもの 39,350 円
 - (2) 新条例第 10 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するもの 41,240 円
 - (3) 新条例第 10 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 3 号に該当するもの 43,140 円
 - (4) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 5 号に該当する者(以下この項において「第 5 号該当者」という。))に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 1 号に該当するもの 47,400 円
 - (5) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するもの 49,300 円
 - (6) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 3 号に該当するもの 51,200 円

- (7) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 10 条第 1 項第 4 号に該当するもの 54,990 円

(平 20 条例 10・一部改正)

付 則(平成 20 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月条例第 9 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の練馬区介護保険条例(以下「新条例」という。)第 10 条の規定は、平成 21 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 20 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率の特例)

第 3 条 平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料率は、新条例第 10 条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 新条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる者 | 23,700 円 |
| (2) 新条例第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者 | 23,700 円 |
| (3) 新条例第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる者 | 33,180 円 |
| (4) 新条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる者 | 47,400 円 |
| (5) 新条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる者 | 52,140 円 |
| (6) 新条例第 10 条第 1 項第 6 号に掲げる者 | 56,880 円 |
| (7) 新条例第 10 条第 1 項第 7 号に掲げる者 | 61,620 円 |
| (8) 新条例第 10 条第 1 項第 8 号に掲げる者 | 66,360 円 |
| (9) 新条例第 10 条第 1 項第 9 号に掲げる者 | 71,100 円 |
| (10) 新条例第 10 条第 1 項第 10 号に掲げる者 | 75,840 円 |
| (11) 新条例第 10 条第 1 項第 11 号に掲げる者 | 80,580 円 |
| (12) 新条例第 10 条第 1 項第 12 号に掲げる者 | 85,320 円 |
| (13) 新条例第 10 条第 2 項に掲げる者 | 37,920 円 |

〔次の条例は、未施行〕

○練馬区介護保険条例の一部を改正する条例(抄)

平成 21 年 3 月 16 日

条例第 9 号

練馬区介護保険条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 28 号)の一部をつぎのように改正する。

第 9 条の 2 中「第 115 条の 39 第 2 項」を「第 115 条の 45 第 2 項」に改める。

第 9 条の 9 第 2 項第 6 号中「第 115 条の 13 第 4 項」を「第 115 条の 14 第 4 項」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 2 および第 9 条の 9 第 2 項第 6 号の改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。